

高森のにわか記録映像撮影等業務委託仕様書

1 委託業務の内容

- (1) 委託業務の名称：高森のにわか記録映像撮影等業務委託
- (2) 発行者：高森町教育委員会
- (3) 監修：高森のにわか調査委員会

2 目的

高森のにわかには毎年、即興的かつ一度限りに披露されており、稽古や指導を含めた風鎮祭での披露に至る一連の流れを映像で記録することで次世代への継承を促進するとともに映像を広く公開し、普及啓発につなげることを目的とする。

3 委託契約期間

契約締結日から令和7年3月31日

4 業務の内容

(1) 概要

風鎮祭でのにわか披露に関する稽古や指導、造り物に関する制作、出演者・制作者へのインタビュー、風鎮祭当日の映像を撮影し、編集の上、記録版、普及版を制作し、納品する。

併せて※たかもりポイントチャンネル（TPC）が所有する過去の風鎮祭（にわか、造り物、仮装行列）の映像を再編集し、アーカイブ化を図る。

※たかもりポイントチャンネル：高森町が運営するケーブルテレビ

(2) 撮影スケジュール

月	撮影・編集内容
6月	にわか調査委員会
7月	下旬 小屋入り※ 撮影
8月	上旬～中旬 稽古 撮影 風鎮祭（8/16、8/17）撮影 にわか調査委員会
9月	編集作業
10月	編集作業
11月	編集作業 にわか調査委員会
12月	編集作業
1月	編集作業
2月	編集作業
3月	実績報告書作成

※小屋入り：稽古に入る前の集会

(1) 主な業務内容

ア 令和6年度風鎮祭で披露されるにわか・造り物の映像記録

にわか：小屋入りから風鎮祭披露までの映像記録を取得する。にわか演者へのインタビュー調査

造り物：造り物の製作から風鎮祭披露までの映像記録を取得。造り物製作者へのインタビュー調査

イ たかもりポイントチャンネル（TPC）で所有する風鎮祭等の映像記録の再編集とアーカイブ化

にわか、造り物

(2) 映像

ア メインカメラの画質は、4Kの高精細映像により肉眼で見える以上の精緻な形状、鮮やかな色合いを再現することに加え、ドローン、高角レンズ、望遠レンズ、主観カメラ等により通常ではみることができない角度、距離からの映像を撮影するなどいかにして高森のにわかのもつ魅力を最大限に発揮し、インパクトのある映像を撮影するかに留意すること

イ 撮影内容等については、高森のにわか調査委員会の委員による意見を取り入れること

ウ 撮影計画を作成し、スケジュール管理、シナリオの作成を行うこと

エ 必要に応じて撮影対象に関する資料の収集、取材調査、交渉を行い、撮影すること

(3) 編集

ア 制作する映像の企画、構成（絵コンテ等を含む）はすべて受注者が作成し、協議を重ねたうえで、内容を本業務に反映し、請け負うものとする。

イ 加工・BGM、音響制作、テロップの挿入等の編集作業を行う。

ウ 特徴や魅力等が十分理解できる内容となるようナレーションやテロップによる解説等の他、誰にでも理解しやすい内容にするための工夫を行う。

エ 加工・編集以前の収録データ等は、資料的価値が極めて高いことからこれを使用して、独自にあらたな映像を編集・作成するなど自由に利活用ができるものを提出する。

オ 受注者は、必要に応じて、発注者と協議の上、映像の収集等に関する交渉を実施する。

5 事業の運営方法

学術的正確さを期するため、高森のにわか調査委員会に出席し、委員会の意見を撮影に反映したうえで実施すること。

6 成果物

(1) 映像の規格

ア 映像のデータ形式：MP4形式

イ サイズ：4K（3840×2160px）及びFull HD（1920×1080px）

(2) 制作・編集映像の記録

ア 令和6年度風鎮祭（にわか・造り物）の映像記録（記録保存用）3時間

旭向上会、上町向上会、横町向上会、下町向上会、昭和向上会による風鎮祭での上演

(各30分×5団体)

稽古から風鎮祭当日までの様子を1団体ピックアップして撮影(30分程度)

イ たかもりポイントチャンネル(TPC)で所有する風鎮祭等の映像記録の再編集(30分程度)

ウ 伝承・担い手育成用(にわか・造り物)それぞれ15分以内

にわか:稽古の様子を撮影し、新作ができあがる映像

造り物:日用品を針金やタコ糸を組み合わせるなどの製作映像

エ 広報・普及用(にわか・造り物・仮装行列)15分以内

児童・生徒向けに学校で教材として活用してもらうための映像

(3) 報告書

ア 動画を掲載し、以下の情報を記載した報告書を提出すること

撮影年月日、撮影場所、納品する動画の種類及び規格

(4) 納品の方法

ア 映像のデータは、ポータブルHDD等により撮影後、速やかに納品すること

イ 映像(DVD形式)一式を収録したディスクを納品すること

ウ 報告書は、データ及び紙媒体2部で納品すること

7 納品期限及び納品場所

(1) 納品期限 令和7年3月14日(金)

(2) 納品場所 高森町教育委員会事務局

8 委託業務に実施に係る事項

(1) 事業計画書の作成

実施計画書を作成し、契約締結後1週間以内に発注者に提出すること

(2) 運営体制構築、統括責任者の選任

事業計画書に基づき、契約締結後、速やかに業務の履行に必要な人員を確保するとともに統括責任者を定め、発注者と連絡調整にあたること。統括責任者は、動画制作、編集に係る十分な経験・実績を備える者を選任すること

9 追加提案

本仕様書に定める委託業務の他、効果的と考えられるアイデアがあれば、委託料上限額の範囲でその根拠とともに追加提案すること

10 撮影許可等

本業務の遂行にあたり、撮影許可、画像使用及び掲載許可などの申請手続きの必要が生じた場合は、原則として受託者において対応するものとする。

1 1 実施結果の報告

受注者は、業務完了後、実績報告書を作成し、発注者に提出するものとする（2部）

1 2 委託上限額

3, 0 3 0, 0 0 0円（税抜き）

1 3 著作権の取り扱い

- (1) 本事業の遂行に生じた著作権（著作権法第 27 条及び 28 条に定められた権利を含む）は、すべて発注者に帰属するものとする。
- (2) 第三者が権利を有する著作権（写真、音楽等）を使用する場合には、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して、費用の負担を含む一子の手続きを受注者において行うものとする。
- (3) 発注者が使用する資料等を使用する場合には、協議のうえ、調達可能なものは、発注者が提供する。
- (4) 本使用に基づく業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が掃除他場合には、当該紛争等の原因が専ら発注者の責任に帰す場合を除き、受注者は自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。

1 4 再委託の禁止

受注者は、記録映像撮影等業務委託の全部を他の業者に再委託してはならない。

ただし、書面により事前に委託者の承諾を得た場合に限り、本契約に基づく委託業務の一部を第三者に対し、再委託できるものとする。

また、受託者は、再委託先に対し、本契約において受託者が負う義務と同等の義務を負わせるものとする。

1 5 その他

本仕様書記載事項の解釈に疑義が生じた場合または定めのない事項等が生じた場合には、その都度発注者受注者間で協議のうえ、決定するものとする。